

南 区公告 第 198 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 1 日

横浜市南区長 高澤 和義

送 達 を 受 け る べ き 者	氏名又は 名 称	川俣 勝也
送 達 す る 書 類 名	令和 8 年 度 6 月 期 横 浜 市 介 護 保 険 料 督 促 状	
(注意) 地方税法第 2 0 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に よ り、 掲 示 を 始 め た 日 か ら 起 算 し て 7 日 を 経 過 し た と き に 書 類 の 送 達 が あ っ た も の と み な す。		

南 区公告 第 199 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 1 日

横浜市南区長 高澤 和義

送 達 を 受 け る べ き 者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送 達 す る 書 類 名	令和8年度7月期 横浜市介護保険料督促状	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

No.	対象者
1	清水 信孝
2	中野 晴美
3	尾尻 智子
4	清水 悟
5	TAKITA EVELINA SALVA
6	佐藤 敏子
7	青山 修悦
8	越村 正仁
9	梅原 裕之
10	丸島 佳巳
11	沢田 進
12	関 文允
13	佐々木 大
14	川俣 勝也
15	佐久間 精五
16	園田 吉浩
17	田中 勲